

食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会 取りまとめの概要

【検討の背景】

- これまで、我が国の食品用器具及び容器包装の規制は、国が規格基準を定めた物質についての使用制限（ネガティブリスト制度）等と、業界団体の自主管理等の取組によって、安全性の確保が図られてきた。
- しかしながら、現在のネガティブリスト制度による規制では、欧米等で使用が禁止されている物質であっても、個別に規格基準を定めない限り、直ちに規制することができない。
 - * 欧米では、安全性を評価し、使用が認められた物質以外は使用を原則禁止するという仕組み（ポジティブリスト制度）が導入されている。
- 近年の製品の多様化・輸入品の増加等や、国際的な整合性を踏まえ、新たな制度設計の検討が必要であることから、検討会において議論を行うこととした。
- 検討会では関係者のヒアリング等を行いつつ、議論を行い、これまでの議論について、取りまとめとして整理をした。

【制度のあり方】

1 目指すべき方向性

- 業界団体の非会員も含めた共通ルールの必要性と、国際的な整合性を図る必要性があることから、リスクを評価し、使用を認めることとした物質以外は原則使用を禁止する制度（ポジティブリスト制度）を基本とする。

2 具体的な枠組み

（1）制度の対象となる材質：合成樹脂

※金属・紙等の合成樹脂以外の材質は、引き続き必要性や優先度を検討。

（2）リスク管理の方法等

- 制度の対象となる物質の範囲、リスク管理の方法：

国内や諸外国の状況を踏まえ引き続き検討

- 制度の対象範囲：食品接触部分

※多層品の食品接触部分以外の層については溶出・浸出し食品に混和するおそれがある場合は対象

- リスク評価：合理的で科学的な、かつ国際的な整合性を考慮した手法の早急な確立が必要

- その他：

既存物質は、一定の要件を満たす場合には、引き続き使用可
重金属等の毒性が顕著な物質、不純物等は、これまでと同じリスク管理
方法を維持

(3) 事業者間の情報伝達

- 器具及び容器包装の製造事業者：
ポジティブリストに適合した原材料であることを確認（製造管理の一環）
- 原材料の製造事業者：
器具及び容器包装の製造事業者の求めに応じ、適切な情報を提供
- 器具及び容器包装の販売事業者・食品製造事業者：
器具及び容器包装の製造事業者から販売事業者等に対し、必要な情報を提供

(4) 適正な製造管理

- 器具及び容器包装の製造事業者に適正な製造管理（GMP）を行うことを制度として位置付け

(5) 事業者の把握・地方自治体の監視指導

- 器具及び容器包装の製造事業者の把握のため、届出等の仕組みを検討
- 監視指導については、まずは、事業者の把握、製造管理の状況の把握等を行うことが必要